

「職務発明認定書」に記載すべき職務の欄には、発明者の所属科に応じて以下を記載する：

・情報通信工学科 (C)：

情報理論、信号処理、音声・音響工学、光通信、電磁波などの情報通信に関する様々な分野についての研究

・情報工学科 (J)：

計算機科学、数値計算、ソフトウェア、プログラミング、ネットワークなど、コンピュータそのものの方式と活用に関する科学技術の研究

・電子工学科 (E)：

半導体、電子回路、電子材料、エレクトロニクスなどの電子デバイスと電子回路技術を融合した分野に係るエレクトロニクスの基礎と応用の研究

・量子・物質工学科 (F)：

レーザー、超伝導、機能性分子、遺伝子情報など、物理および化学・生物の研究

・知能機械工学科 (M)：

材料力学、機械力学、熱力学、流体力学、制御工学、ロボット、設計、加工、生産システムなどの解析研究

・システム工学科 (T)：

マネジメント、経営工学 生産システムに係る経営、情報、ネットワークシステムなどの統合最適化の研究

・人間コミュニケーション学科 (H)：

メディア、社会情報、コミュニケーションなど理工系、社会・文化系の両面からの研究

・以上の科に属しない発明者の職務：

電気通信・処理の理論、解析、装置、デバイスなどにかかる技術的研究